

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業



【令和4年度要求額 600百万円（328百万円）】

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（全国センター）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）の調査・情報収集・提供・普及啓発・広報活動等を委託・補助により実施します。

1. 事業目的

- ①地域や個人によって異なるライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。
- ②経済界等各界・地方公共団体・NPO等の活動を後押しし、地域の特色に合った地球温暖化対策の拡大・定着、情報収集・事業者及び住民への啓発活動等を通じ、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス排出量の削減等に寄与する。

2. 事業内容

令和3年の通常国会で成立した地球温暖化対策推進法の一部改正により、地域センターの業務として「事業者向けの啓発・広報活動」が明記されたことを踏まえ、センターによる事業者の脱炭素化に向けた取組支援を促進する。

（1）全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

温対法第39条に基づき、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する方策や地球温暖化対策に関する調査研究、普及啓発・広報活動等に加え、地域における脱炭素経営の推進に関する地域センターを対象とした研修、指導、ガイドブックの提供等を実施する。

（2）地域における地球温暖化防止活動促進事業

温対法第38条に基づき、地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する調査等に加え、地域の中小企業等の脱炭素化に向けて、関係団体との連携や事業者に対する啓発・支援等を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態 （1）委託事業 （2）間接補助事業（補助率 9／10）

■委託先/補助対象 （1）全国地球温暖化防止活動推進センター
（2）地域地球温暖化防止活動推進センター

■実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ

（1）全国センター 【委託先】環境省→全国センター

- ・日常生活実態調査
- ・優良事例等取組発信
- ・地域の事業者の脱炭素化を促進する
地域センター向け研修やガイドブック
提供等



地域センター向け研修

（2）地域センター

【補助対象 環境省→非営利法人→地域センター
補助率：9／10】

- ア. 地域の住民及び事業者に対する啓発等
- ・地域における実態調査・情報分析等
 - ・地域住民への啓発活動
 - ・地域の脱炭素化の中核を担う主体
(自治体や経済団体)との連携構築
 - ・地域の中小企業者対象の脱炭素
支援セミナー開催
 - イ. 地域の事業者の脱炭素化支援等



脱炭素支援セミナー



脱炭素化支援の例 (商店街・飲食店と連携)